

ペットを適切に飼育 しましょう



ペットのふんの不始末に関し、たびたび苦情が寄せられています。ペットのふんを、飼い主が責任を持って処理することはマナーであり、人に迷惑を掛けよう飼育することは条例で定められています。

また、道路や公園などの公共の場にペットのふんを放置すると、軽犯罪法に違反する恐れがあり、拘留または料料（1,000円以上10,000円未満）に処される場合があります。

飼い主の方は、近隣住民や環境に配慮し、迷惑とならないよう責任を持ってペットを飼育しましょう。

■犬を飼うときは町に登録してください

法律により、犬の飼育者は自治体への登録が義務付けられています。

犬の登録を行うと「鑑札」が発行されますので、首輪に装着してください。

万が一、犬が迷子になったときも、鑑札の番号を確認すれば、町で飼い主を特定することができます。

■飼育している犬は放し飼いにしないでください

迷い犬を保護する案件が増えています。迷い犬が野犬になり、人や家畜に被害を与える可能性がありますので、犬を飼育するときは固定した物に丈夫な綱や鎖などで繋いだり、檻や囲いに入れ、逃げないようにしてください。

問合せ／町民生活担当（内線1212）

別海町ごみの減量化大作戦!

その67



事業系ごみは、ごみステーションに出すことができません

ごみステーションから回収したごみに、事業系ごみと思われるものが混入している場合があります。

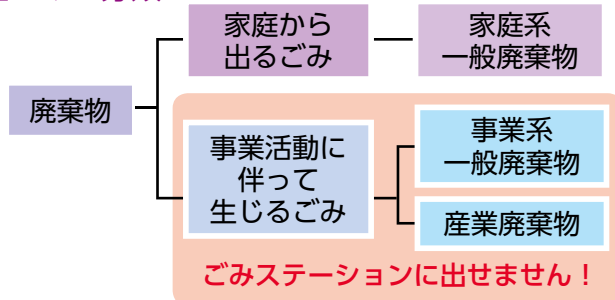
ごみは「家庭から出るごみ」と「事業活動に伴って生じる事業系ごみ」に分類され、事業活動には、小売店舗、会社、飲食店、工場などのほか、酪農業や漁業、個人営業も含まれます。

事業系ごみは、法律で「排出者が自らの責任で適正に処理すること」と定められており、町では収集していないため、ごみステーションに出すことはできません。

収集運搬許可業者に収集を委託するか、自ら各処理施設へ運搬する必要があります。

事業系ごみの分別や出し方について、不明な場合は、下記担当までご相談ください。

■ごみの分類



問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）

■産業廃棄物の例

畜産業、酪農業など	搾乳器具、家畜用の注射器やカテーテルなどの医療器具、家畜人工授精用器具、薬品類、薬品類の空き容器、ポリ袋、スコップ、農ラップ、ビニール手袋、ゴム手袋、ゴム長靴、ガラスくず など
漁業など	漁網、救命胴衣、びん、ポリ袋、ビニール手袋、ゴム手袋、ゴム長靴、浮き玉、プラスチック製コンテナ、ガラスくず など

秋のすずらん無料法律相談のお知らせ



釧路弁護士会では、弁護士過疎対策として、釧路弁護士会管内で弁護士が定住しておらず、法律事務所が開設されていない町村において、10月に無料法律相談を企画しており、本町についても次のとおり開催します。

弁護士不在地区における無料相談は、住民の生活の安全を図るための有益な方策です。

また、弁護士の存在を身近に感じていただく良い機会です。どうぞ気軽にご相談ください。

なお、来庁時はマスク着用など新型コロナウイルス感染症対策を行っていただきますようお願いします。

■相談日時 10月19日(水)

午後1時30分から午後5時

■相談場所 別海町役場

■相談料 無料

■予約期間 10月12日(水)まで
※予約制

■予約・問合せ 町民生活担当
(内線1212・1213)

後期高齢者医療制度のお知らせ

窓口負担割合の見直しに伴う保険証
(被保険者証)の一斉更新について

保険証(被保険者証)が新しくなります

現在ご使用の保険証は、9月30日で有効期限を迎えるため、10月以降は使用できなくなります。

9月中旬に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら現在お持ちの黄色の保険証は破棄し、橙色の保険証をご使用ください。

10月以降の窓口負担割合が引き続き1割または3割の方も、保険証が新しくなります。

- 新しい保険証の有効期限は、令和5年7月31日です。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、下記担当までお申し出ください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 9月 1日
被保険者番号	01234567
被住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

新しい保険証は橙色です

※減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、限度証(限度額適用認定証)は有効期限が令和5年7月31日までのため、再交付しません。

一定以上の所得のある方は窓口負担割合が変わります

10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担額が2割になります。窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち20%です。

窓口負担割合が2割となる方は、次の項目に全て該当する方です

- ①住民税課税世帯で、3割負担(現役並み所得者)ではない
- ②同一世帯に住民税の課税所得が28万円以上の被保険者がいる
- ③年金収入とその他の合計所得金額が、
 - 被保険者が1人の世帯の場合 200万円以上
 - 被保険者が2人以上の世帯の場合 320万円以上

見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。

後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫などの世代)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

10月1日の施行後3年間(令和7年9月診療分まで)は、2割負担となる方について窓口負担割合の引き上げに伴い、1カ月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑えます。(入院の医療費は対象外です。)

配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

(例) 1カ月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増額 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増額の上限 ④	3,000円
払い戻し (③-④)	2,000円

配慮措置

1カ月5,000円の負担増を3,000円に抑制するため、差額を払い戻します。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方へ

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、申請書を郵送します。申請書がお手元に届いたら、申請書の記載内容に沿って口座の登録をしてください。

問合せ／別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当(内線1241~1243)
北海道後期高齢者医療広域連合 TEL011-290-5601